

ID: 109

担当部署: 健康福祉課

| | |
|---|------------------------|
| 処分の概要 | 利用の許可(変更許可を含む。) |
| 例規名 根拠条項 | 村田町デイサービスセンター条例 第6条第1項 |
| 例規番号 | 平成17年条例第18号 |
| <p>【基準】</p> <p>第5条から第7条まで及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。</p> <p>(利用資格)</p> <p>第5条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 法第27条の規定により要介護認定を受けた者</p> <p>(2) 法第32条の規定により要支援認定を受けた者</p> <p>(3) 支援法第22条第1項の規定により介護給付費の支給決定を受けた者</p> <p>(4) その他町長が特に必要と認めた者</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、前条第1号又は第2号の認定又は決定を受けた者は利用の許可を受けた者とみなす。</p> <p>2 町長は、前項の許可を与える場合において、センターの管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。</p> <p>(利用の不許可)</p> <p>第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 感染症に罹患しているとき、又は罹患しているおそれがあるとき。</p> <p>(2) 疾病又は負傷のため入院治療が必要なとき。</p> <p>(3) その他センター設置の目的に反すると認めるとき。</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可をしてはならない。</p> <p>3 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可をした場合において、当該許可に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用等をする者に損害が生じることがあっても、使用等許可権者はその責めを負わないものとする。</p> | |
| 標準処理期間 | 1日 |
| 備考 | |

| | | | |
|--------------|----------|----------------|-------|
| | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月2日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |